

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第10号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条中「大阪市、八尾市又は松原市」を「本組合構成団体の区域」に改め
る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。